

特定重大事故等対処施設に関する秘密情報の適切な管理について

令和2年10月22日
原子力規制庁
技術基盤課

1. 背景

原子力規制庁（以下「当庁」という。）では、平成26年に各原子力事業者と「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書」を締結し、同契約書における「善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理・保持する」との規定をよりどころとして、特定重大事故等対処施設に関する秘密情報（以下「秘密情報」という。）を各原子力事業者に提供している。

他方、国内外での様々な情報漏えい事案を受け、情報セキュリティに関する社会的な意識は高まるばかりであり、当庁においても平成30年に情報セキュリティポリシーを制定し、情報の適切な管理に努めている。

このような状況を踏まえ、当庁より提供している秘密情報についても、情報の適切な管理の観点から、情報セキュリティに関する規定を取り入れた変更契約書を締結することとしたい。

2. 主な変更点

秘密情報の定義の変更

原契約では、秘密情報とは「媒体の形式を問わず、甲が乙に対し秘密情報と明示し開示した情報をいう」としていたところ、「秘密情報を使用して作成された情報であって、秘密情報の内容が推測できるもの並びにこれを複製・複写したもの」を加える。

情報管理計画書の提出

秘密情報を受領するときは、秘密情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の秘密情報の適切な管理のために必要な措置を定める情報管理計画書を提出し、承認を得るものとする。既に受領している者は、変更契約書の締結した日から起算して2ヶ月以内に提出し、承認を得るものとする。

履行状況の報告

秘密情報を受領している者は、情報管理計画書の履行状況及び第三者に提供している場合にあつては第三者の情報セキュリティ対策の履行状況を毎年一回以上確認し、情報管理報告書を提出するものとする。

複製・複写時の承認の廃止

複製・複写を行う場合には、当庁の承認を必要としていたところ、今後は、情報管理計画書の承認及び履行状況の報告を求めることから、複製・複写時の承認については廃止する。

その他

- ・ 秘密情報指定管理簿と秘密情報管理簿の統合
- ・ 契約に基づき行う申請及び管理簿等の様式の取り込み